

## 招集日

令和5年11月28日(火)

## 議案

13件

〔 予算(4)、条例(8)、事件議決(1) 〕

【主な内容】

- ・令和5年度行田市一般会計補正予算(第6回)
- ・行田市子ども未来基金条例

## 諮問

1件

〔 人権擁護委員推薦の意見(1) 〕

## 概要

(1)補正予算額 **10億1,340万4千円**  
<一般会計 補正後累計 299億9,576万5千円>

## (2)主な事業

<b>新規</b>	<b>子ども未来基金の創設</b> 事業費：積立金5億円 担当課：子ども未来課
<b>新規</b>	<b>若者移住促進事業（奨学金返還支援）</b> 債務負担行為：600万円 担当課：企画政策課
<b>新規</b>	<b>小動物火葬棟整備事業</b> 事業費：446万3千円 担当課：市民課

## 目的

本市の未来を担う子どもを安心して生み、健やかに育てるために必要な切れ目のない支援を行う事業の財源を安定的に確保するため、行田市子ども未来基金条例を制定するもの

## 効果

子どもを安心して生み、健やかに育てるために必要な切れ目のない支援を計画的に継続して実施することが可能となる

## 積立額

5億円

## 活用事業(案)

令和6年度以降に実施する事業で、基金の目的に合致する事業に対する必要な費用の一部に活用

(例) 3歳未満の保育無償化

## 問い合わせ

健康福祉部子ども未来課  
TEL048-556-1111 (内線286)



本市においては、人口減少に歯止めをかけることが最重要課題であり、その中でも特に、毎年、転出超過となっている若年層の減少を緩やかにすることが急務であることから、若年層の就労初期における奨学金返還による経済的負担の軽減を図ることにより、本市への若年層の移住を促進させることを目的とした奨学金返還支援金の交付を令和6年度から実施するもの。

## 奨学金返還支援金の概要

### 支援金額

申請年度において返還した奨学金の額の1/2、年上限12万円

令和6年度債務負担行為  
600万円

### 支援対象期間

初回の申請年度から最大3年間

### 交付要件

- ①申請年度中において、支援対象となる奨学金を返還している方
- ②申請時において、本市に住民登録されている方
- ③申請時に属する年度末日時点において支援対象者が30歳以下の方
- ④申請日から3年を超えて本市に居住する意思を有する方
- ⑤申請時において、就業している方(個人営業主も含む)
- ⑥本市アンケート等に協力できる方(移住者の視点から本市への意見等を聴取)

### 問い合わせ

総合政策部企画政策課 TEL048-556-1111(内線310)

## 事業概要

### ペットとの最後のお別れの場を

小動物火葬棟整備事業は、家族と同様の存在であるペットの一生に責任をもって見届けたいという市民の要望に応えるため、収骨室や待合室等を備えた小動物火葬棟を斎場敷地内に整備することにより、市民のニーズ及び利便性の向上を図るもの。

小動物（ペット）火葬の受け入れについては、利用者に配慮し、一般火葬と分離した動線の確保を考え、西側駐車場に小動物火葬棟を新築する。

- ・工事個所 行田市斎場（行田市大字佐間1751番地）
- ・構造面積 鉄骨造150㎡程度

## スケジュール

### 令和7年12月の完成を目指しています

	R5 12	R6 1	2	3	R6 4	5	6	7	8	9	10			R7 3	R7 4				R7 12	R8 1	
設計業務			6ヵ月																		
工事															15ヵ月						

## 問い合わせ

市民生活部市民課 TEL048-556-1111（内線248）

# 小動物火葬棟整備事業

## 位置図

